

要 領 の 概 要

(1) 後援の種類を定義（第1条関係）

後援の種類（3種類）

- ア 協会の名義の使用を認めること
- イ 賞状への協会長名の使用を認めること
- ウ 賞品を寄贈すること

(2) 承認基準（いずれにも該当すること）（第2条関係）

- ア 行事が公益を目的とするものであって、かつ千葉県観光・物産振興に寄与すると認められるもの
- イ 広域的に行われるもの（市町村が実施する事業は除く。）
- ウ 幅広い集客・交流が促進されるもの
- エ 行事を実施する団体の運営の体制等から、行事が適正に行われる見込みがあると認められるもの
- オ 営利、宗教又は政治を目的とするものでないこと など

(3) 申請者の範囲（第3条関係）

後援の内容に応じて申請者の範囲を規定

ア 協会の名義の使用

- ① 会員
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益法人や特定非営利活動法人等の営利を目的としない団体
- ④ その他協会が適当と認める団体（法人）

（事業の実施が可能と認められる団体（法人）で、事業活動等から適当と認められる者）

イ 賞状への協会長名の使用及び賞品の寄贈

- ① 会員
- ② 国又は地方公共団体
- ③ その他、以下に掲げる場合

・ 行事の実施に会員が大きく関与※していると認められる場合

（※「会員又は国若しくは地方公共団体が、行事の共催者となっている場合」や「事務局や実行委員会等を主に会員等が担っている場合」に限られます。）

・ 特に協会が必要と認めた場合

(4) 後援承認の手続き（第4条関係）

ア 後援承認申請

- 後援承認申請書を作成し、1ヶ月前までに協会に提出しなければならない。
- 後援承認申請書には、該当行事の実施計画書及び予算書を添付しなければならない
- 協会は、後援を承認するか否かを決定し、通知書を送付しなければならない（不承認の場合は理由を付記）
- 協会は後援の承認に必要な条件を付すことができる

イ 後援の承認の取消し

- 当該行事が第2条各号（承認基準）のいずれかに該当しないと認められたとき
- 第5条第1項に規定する承認の条件に違反があると認められるとき
- 第三者に損害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき
- 協会の信用を失墜させたとき、又はそのおそれがあるとき

ウ 実施報告

後援の承認を受けた団体は、行事の終了後、速やかに実施報告書及び収支報告書を協会に提出しなければならない

(5) その他

賞状への協会長名の使用について、賞状は各団体でご用意ください。
(協会では、ご用意いたしません。)